

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

平成 31 年 1 月 16 日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 森山 英敏

## 第 1 請求の受理

### 1 請求の提出日

平成 30 年 11 月 20 日

### 2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 30 年 12 月 11 日に受理を決定した。

## 第 2 請求の趣旨

以下のとおり、魚沼市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）から請求の趣旨を原文のまま記載する。

請求の対象となる執行機関又は職員の職氏名は、魚沼市長 佐藤雅一である。

平成 30 年 2 月定例議会において提案された、議案第 7 号 平成 30 年度 魚沼市一般会計予算案の提案日である、平成 30 年 2 月 23 日

平成 30 年度魚沼市一般会計予算 歳入 20 款諸収入、5 項雑入、2 目弁償金に計上してある弁償金 27,101,000 円の内 27,091,000 円は魚沼市斎場建設事業における前地権者に対する瑕疵担保請求（滞納繰越分）であるとしている。しかし、前地権者に対する瑕疵担保とされた廃棄物並びに沈殿槽水処理を証明する証拠写真は

無く、検査においても証拠に基づき検査したものではない。市長は検査員の権限により写真がなくても目視で良いとするなど全く市長の権限を越えた常識のない解釈を示している。また、竣工図書の中にも瑕疵担保分の証拠が保存されていない。従って、瑕疵担保とする要件を全く満たしていない。言い換えれば、正規の債権とはなっていないのである。

市長が言う債権を確定するためには、前地権者に対し市が訴訟を提起し、その裁判に勝訴し初めて債権となりうるものとする。そして、公債権とした後でなければ強制執行など請求の実を上げることができない。しかし、ずさんな行政執行に基づく訴訟提起も出来ず、仮にしたとしても認められる事は無い。従って、前地権者に対する瑕疵担保請求は無効となる。結果として市が請求していた弁償金分の27,091,000円が市の損失となることは火を見るより明らかである。

この弁償金相当額の損害を魚沼市に与えたのは、魚沼市職員の職務怠慢とその管理が行き届かない管理体制の不備にあり、そのすべての管理責任を負う魚沼市長佐藤雅一の責任である。従って、魚沼市長佐藤雅一は、魚沼市職員の管理監督責任を有する魚沼市長佐藤雅一に対し、魚沼市斎場建設事業で生じた損害額を魚沼市に支払うよう請求することを求める。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象部局

魚沼市環境課

#### 2 監査の方法

関係書類等の監査を行い、魚沼市環境課の職員から事情を聴取した。

#### 3 監査対象事項の決定

平成30年度魚沼市一般会計当初予算の歳入 20 款諸収入 5 項雑入 2 目弁償金に計上された「斎場建設瑕疵担保請求（滞納繰越分） 27,091 千円」（以下「本件瑕疵担保請求」という。）について、次の事項を監査対象とした。

（1）魚沼市長 佐藤雅一は、本件瑕疵担保請求相当分を損害額として魚沼市に支払わなければならないか。

#### 4 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、平成30年12月12日、陳述及び証拠の提出

の機会を設けた。また、陳述の際、同条第7項の規定に基づき、環境課の職員を立ち会わせた。

#### 5 監査対象部局の見解

本件瑕疵担保請求は、平成26～27年度に行われた魚沼市斎場外構等整備工事の際に発見された廃棄物混じり土処理費及び沈殿槽内汚水処理費の合計27,091,290円について、投棄者が確知されないため、民法570条及び566条の規定により旧地権者に隠れた瑕疵があるとして、平成27年6月29日に瑕疵担保請求しているものである。

平成28年6月24日付けで本件瑕疵担保請求も関連する住民訴訟が提起されたため、平成28年度、29年度は催告状を年度末に送付するのみで、電話や訪問などの方法で催告の対象者と直接接することを控えていた。

平成30年度一般会計には、29年度末で全額未収金となっているため、滞納繰越分として計上した。

#### 6 事実関係の確認

監査対象事項に関する関係書類等の監査の結果、次のような事実を認めた。

- (1) 本件瑕疵担保請求は、平成27年6月29日付け魚環第112号で、旧地権者に対し当初の請求が行われた。
- (2) 平成28年3月18日付け、平成29年3月27日付け、平成30年3月29日付けと各年度末に旧地権者に対して、本件瑕疵担保請求に係る催告状が送付されている。

#### 第4 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のとおり判断した。

請求人の主張は、単なる憶測で、行政上の判断等の問題に対する主観的見解を述べたにすぎないものであり、魚沼市長 佐藤雅一が、本件瑕疵担保請求相当分を損害額として魚沼市に支払わなければならない理由とは認められない。

#### 第5 監査の結果

以上のことから、監査委員合議の結果、本件請求は理由がないものと認め、これ

を棄却する。